

特許庁の最近の取組について

2026 知財・情報フェア&コンファレンス

2026年9月17日

特許庁特許技監 野仲 松男



1

審査の状況

2

AI関連の取組

3

知財経営

4

企業に寄り添った取組例

1. 審査の状況

特許審査の状況

- ◆ 特許審査の迅速性について、2014年に10年目標としてFA10、STP14※の実現を掲げ、2023年度に達成（**2023年度実績：FA9.4ヵ月、STP13.8ヵ月**）。**2025年度実績：FA9.4ヵ月、STP13.2ヵ月**。

※ 一次審査通知までの期間10月以内、権利化までの期間14月以内

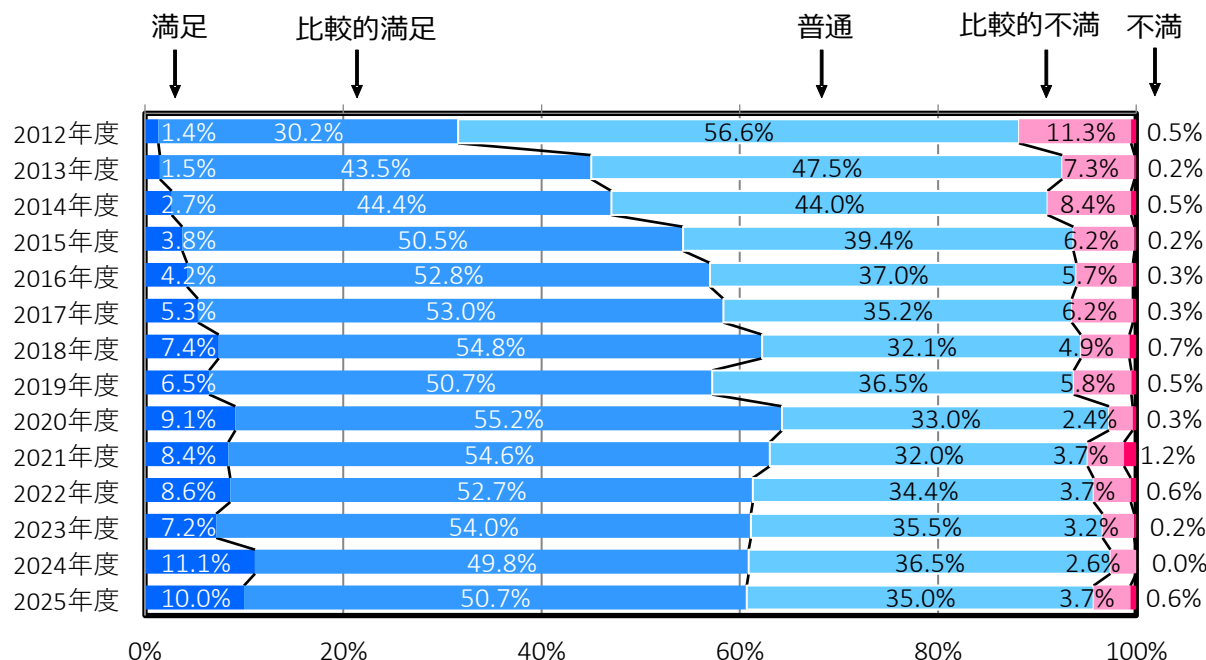
- ◆ 2024年度以降の目標は、特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）を維持すること。
- ◆ 併せて特許審査の質の向上に取り組んでいます。

一次審査期間と権利化までの期間

2024年	一次審査通知 までの期間 (FA期間)	権利化までの期間 (STP期間)
日本	9.1ヵ月	12.9ヵ月
米国	20.3ヵ月	26.1ヵ月
欧州	5.5ヵ月	24.9ヵ月
中国	13.4ヵ月	15.5ヵ月
韓国	16.1ヵ月	23.1ヵ月

※ 欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、
出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
※ 米国はutility, patent and reissue pendency
(資料) IP5 Statistic Report 2024

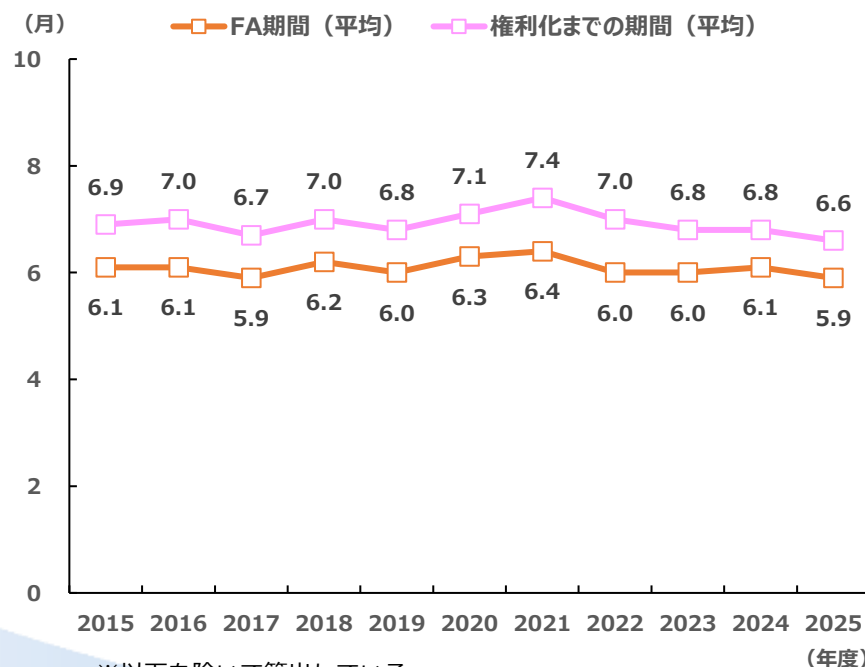
特許審査の質についてのユーザー評価（全体評価）



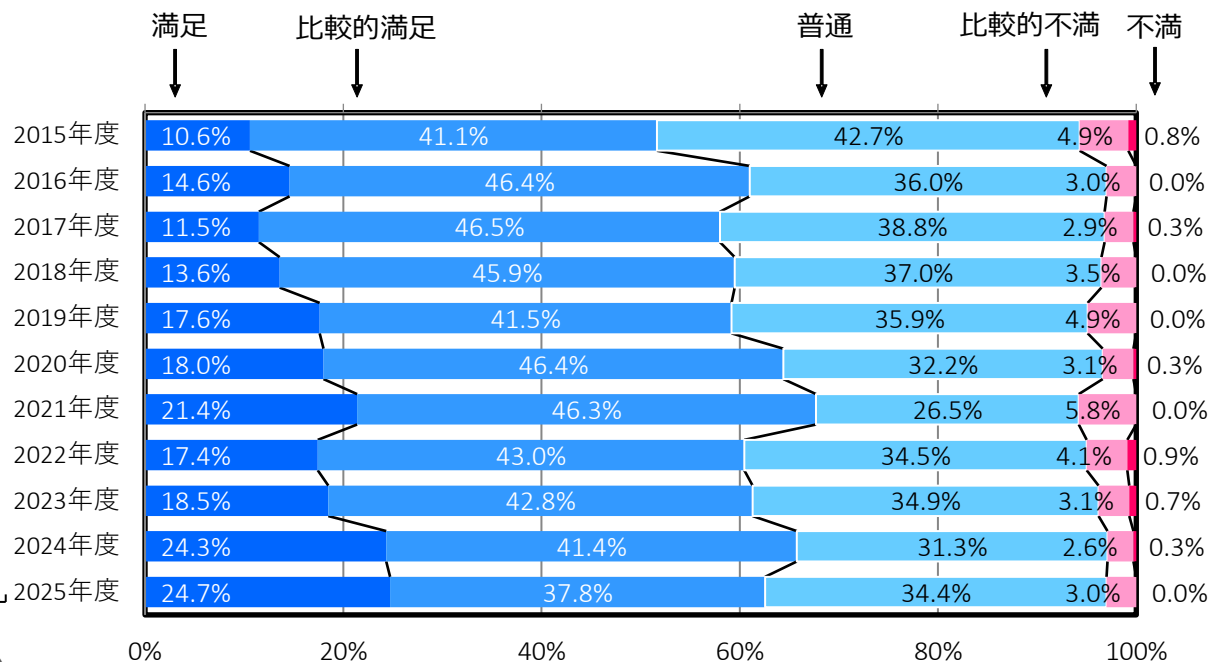
意匠審査の状況

- ◆ 一次審査通知までの期間は**平均5～7か月**、権利化までの期間は**平均6～8か月**とすることを目標とし、着実に処理を実施。
- ◆ 併せて意匠審査の質の向上に取り組んでいます。

一次審査期間と権利化までの期間の推移



意匠審査の質についてのユーザー評価 (全体評価)



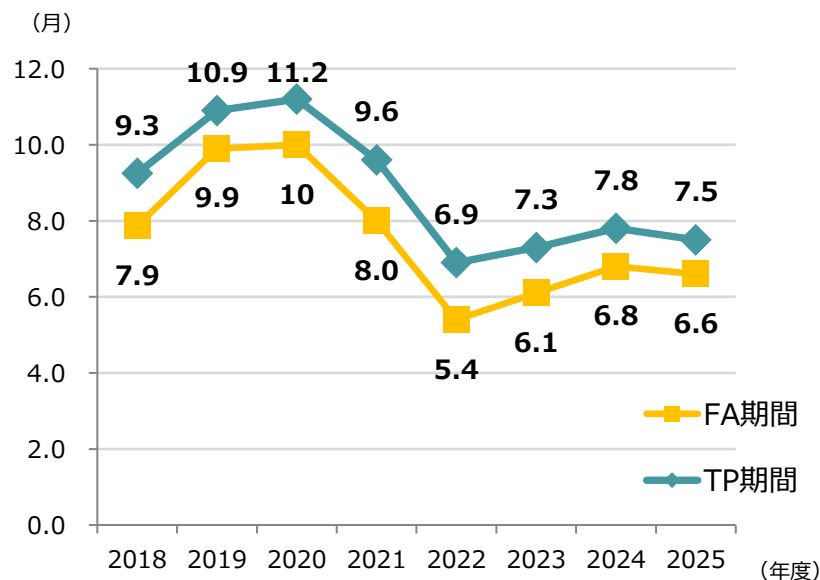
※以下を除いて算出している

- ・ハーグ出願
- ・令和元年改正意匠法により新たに保護対象となった領域に係る出願（2020～2023年度）

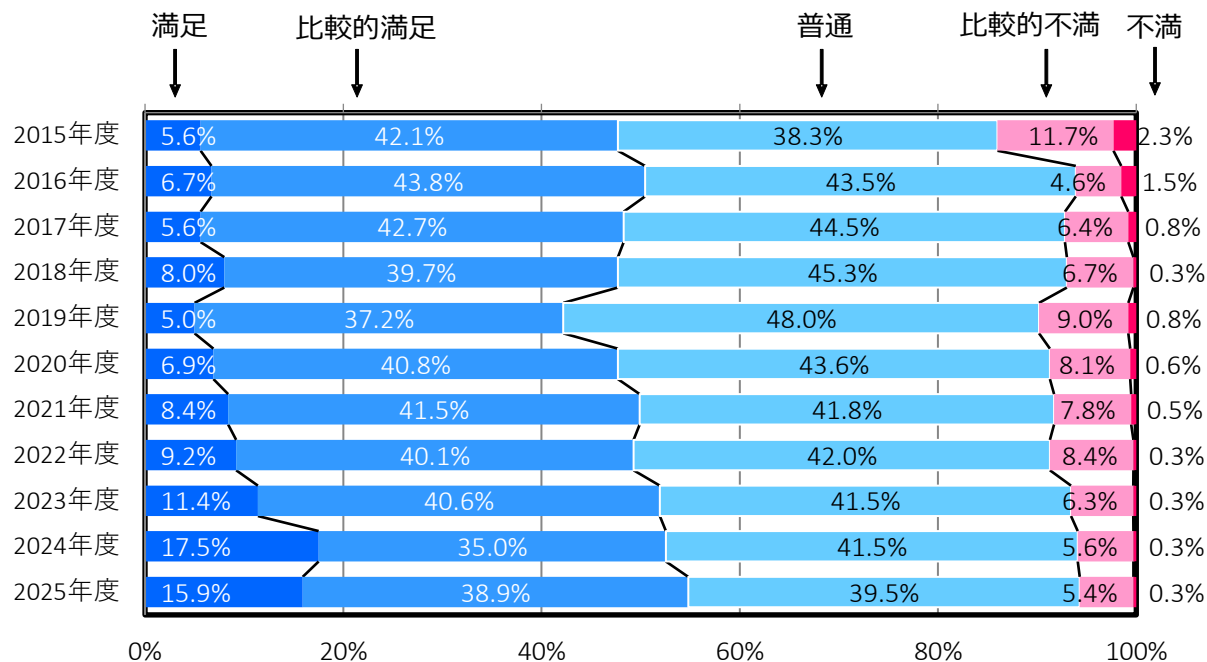
商標審査の状況

- ◆ 一次審査通知までの期間は**平均5.5～7.5か月**、権利化までの期間は**平均7～9か月**とすることを目標とし、着実に処理を実施。
- ◆ 併せて商標審査の質の向上に取り組んでいます。

一次審査期間と権利化までの期間の推移



商標審査の質についてのユーザー評価（全体評価）



2. AI関連の取組

JPO AIビジョンとAI活用

【JPO AIビジョン】

- ◆ 近年のAIの急速な発展を踏まえ、**基本的なAIの活用方針や留意点**などを含む、**AIビジョン**を策定。
- ◆ 庁内での議論と様々なステークホルダーとの意見交換を経て、7月にHP等で公表。
- ◆ 3つの目標と、5つのキーコンセプトから構成される。



● 目標

- 高品質・迅速な行政サービスの提供
- 責任のあるAI利用
- AI活用エコシステムの基盤強化

● キーコンセプト

- AI活用の推進
- 人間中心のAI
- リスクへの適切な対応
- ステークホルダーとの連携
- AI活用のための組織作り

【AI活用状況の概要】

- ◆ 特許分類付与・先行技術文献調査（特許分野）や先行図形商標の調査（商標分野）、先行意匠調査（意匠分野）等にAIを導入済。
- ◆ この他、AIを導入済の業務や、AI導入に向けた検証を実施中の業務の代表例については、**AIアクションプラン**としてHPで公開中。
- ◆ 個別の出願の審査業務においては、AIビジョンに定められる人間中心のAIの考え方に沿ってAI活用を実施。

三極長官会合・三極AIビジョン

- ◆ 2025年10月、日米欧の三極特許庁長官会合、及び、長官ユーザー会合が開催。先進的なITツールを活用した特許制度の強化、特許審査の効率と質の向上について議論。
- ◆ ITツールの近代化に関する開発計画と政策について、各庁の現状を共有し、**特にAIの利活用による特許審査の迅速化・低コスト化・高精度化の実現に向けた相互協力の重要性を確認。**
- ◆ 三極の今後の協力活動として、**三極AIビジョンを共同で策定することを日本から提案し、合意。**新設されたAI分野に関する三極のワーキンググループにおいて議論中。

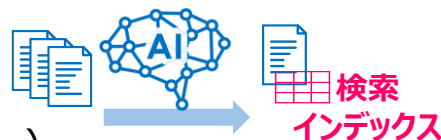


AIを活用した特許審査の流れ（例示）

- ◆ 特許審査の各プロセスにおいてAIを導入することにより、**特許審査の効率化・高品質化**を図る。
- ◆ ただし、**AIはあくまで審査官をサポートするためのものであり、審査の進め方の検討や最終的な判断は、これまで通り審査官が実施。**

Step 0：検索インデックスの作成・付与

- ◆ 外国文献への機械分類付与
- ◆ 自動生成・自動付与型検索インデックス（GAIA-Index）



Step 1：審査対象発明の内容理解

- ◆ 生成AIによる審査対象発明の概要・用語等の提示



Step 2：先行技術文献の検索

- ◆ FI × テキスト検索
(AIによる分類付与・機械翻訳結果の活用)
- ◆ AIによる検索（概念検索）



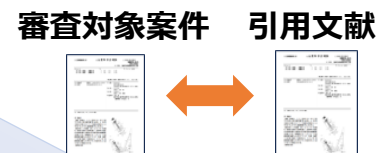
Step 3：スクリーニング

- ◆ 類似度スコア順に文献集合をソート表示



Step 4：審査対象案件と引用文献の対比

- ◆ 生成AIによる本願と引用文献の一致点・相違点の提示



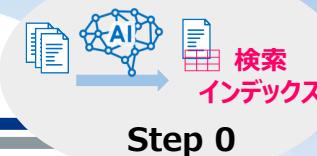
Step 5：起案の作成

- ◆ 生成AIによる起案文(案)の生成

拒絶理由通知



検索インデックスの作成・付与におけるAI活用例

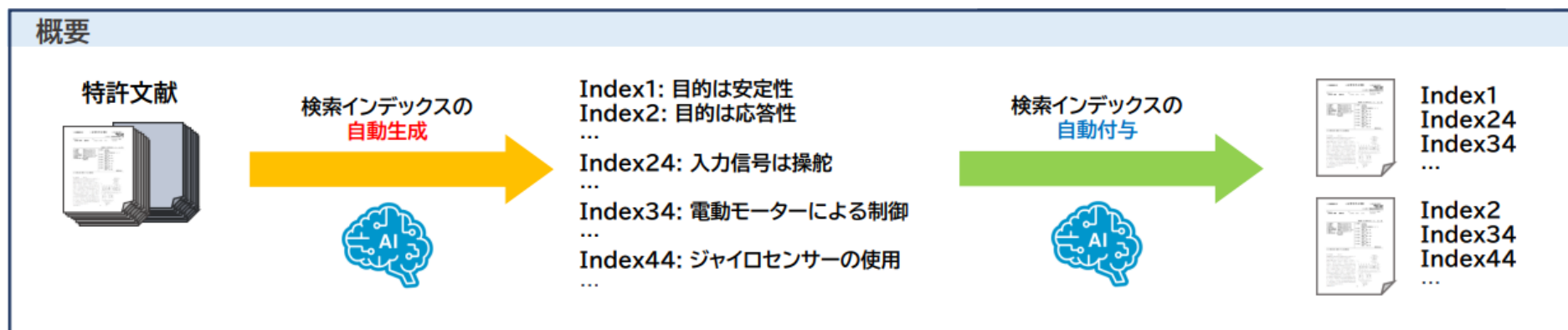


◆ 既存の検索インデックスの問題点

- 検索の品質と効率の向上のためには、技術動向の変化に合わせた検索インデックスの適時の更新・再付与が有効。
- しかし、FI・Fターム等の既存の検索インデックスの更新・再付与には膨大な人手と時間が必要であり、柔軟な対応は困難。

◆ 自動生成・自動付与型検索インデックス（GAIA-Index）

- 上述の問題点を解決すべく、自動生成・自動付与型検索インデックスの実現に向けた取組を実施。
- 生成AIが文献内容を解析し、新しいインデックスを作成・付与することで、設計・付与への人手の関与は大幅に削減。



審査対象発明の内容理解におけるAI活用例



Step 1

概要

- ◆ 生成AIに対し、審査対象発明の概要や特徴語の説明等を、所定のフォームで整理するように指示。
- ◆ これらの情報を活用することで、審査対象発明の理解を容易にする。

審査対象案件 入力



提示



請求項						自由編集可
請求項と詳細説明の対応付け						
請求項						
文節番号	文節事項	詳細な説明	段落番号	図示番号	関連図番号	
1A	内燃機関の燃焼室に燃料を噴射するインジェクタを振動させるインジェクタ振動システムであって、	内燃機関の燃焼室に燃料を噴射するインジェクタを振動させるシステムであり、インジェクタ振動システム1として説明される。	【0001】、 【0007】、 【0012】、 【0013】	インジェクタ振動システム(1)、内燃機関(10)、燃焼室(8f)	【図1】	生成AIによる要約 要約・特徴語・図面ごとの整理・JSON後続生成情報 自由編集可 生成AIによる要約 1) 特許文献 文献番号：52200919250_0001。発明の名称：インジェクタ振動システム。出願番号：特願2022-58633。公開番号：要確認。出願日：要確認。公開日：要確認。補正書の提出日：令和7年5月16日。 2) 要約内容 背景技術 ディーゼルエンジンなどの直噴式の内燃機関では、インジェクタの先端が燃焼室内に配置され、燃料を噴射する。内燃機関の停止後には、燃焼室内に残った硫黄分と水蒸気から硫酸を含む凝縮水が生じ、インジェクタの先端に付着することがある。この凝縮水によりインジェクタ先端や噴射孔が腐食す
1B	前記燃焼室へと連通するようにシリンダヘッドに形成された上下方向に延びる挿通孔に挿通されるインジェクタユニットと、	シリンダヘッド9には燃焼室8fに向けた挿通孔9aが形成され、インジェクタユニット3a～3dが挿通孔9aに挿通される。	【0007】、 【0012】、 【0018】	インジェクタユニット(3a～3d)、シリンダヘッド(9)、挿通孔(9a)、燃焼室(8f)	【図1】、 【図2】、 【図3】	

特許請求の範囲の文節と、発明の詳細な説明や図面との対応関係等を表示

審査対象発明の要約や特徴語の説明等を表示

先行技術文献の調査におけるAI活用例



概要

◆ AIが、審査対象案件に類似する文献を提示。



出力例

概念検索

本願番号 20XX-123456

公開番号 -

検索実行

検索結果

スクリーニング

☒	順位	文献番号	テーマ	FI	公知日	発明の名称
☒	1	JP2009288212A	2F129	G01C21/26@C	2009-12-10	道路情報配信システムおよび移動体端末装置
☒	2	JP2007147317A	2C032	G01C21/36	2007-06-14	車両用経路案内装置
☒	3	JP2009031968A	5H180	G08G1/16@D	2009-02-12	交差点安全運転支援装置
☒	4	JP2017200786A	3D241	B60W50/14	2017-11-09	車両制御システム、車両制御方法、および車両制御プログラム
☒	5	JPWO2018146882A1	5H181	G08G1/01@A	2018-08-16	情報提供システム、サーバ、移動端末、及びコンピュータプログラム
☒	6	JP2007274564A	5C122	H04N5/225@C	2007-10-18	キャリブレーション装置及びキャリブレーション方法
☒	7	JPWO2015128959A1	2F129	G06F16/903	2015-09-03	ナビゲーションシステム、画像サーバ、携帯端末、ナビゲーション支援方法、およびナビゲーション支援プログラム
☒	8	JP2015210775A	5H181	G08G1/00@D	2015-11-24	情報処理装置、情報処理方法および情報処理システム
☒	9	JP2006300771A	2C032	G09B29/00@A	2006-11-02	渋滞案内方法及び車載装置
☒	10	JP2008039501A	2F029	G08G1/0969	2008-02-21	車載用ナビゲーション装置

AIが明細書等の入力情報を分析し、国内文献・外国文献から類似度の高い順に出力

審査対象案件と引用文献の対比におけるAI活用例



Step 4

概要

- ◆ 生成AIに対し、引用文献の一致点・相違点を、所定のフォームで整理するように指示。
- ◆ これらの情報を活用することで、審査官の新規性・進歩性の判断をサポートする。

引用文献



入力



提示



対比表

CL	ID	文節（本願原文）	該当	先行技術文献の該当箇所（段落・図・頁）	判定理由（蓋然性含む）
1	1A	内燃機関の燃焼室に燃料を噴射するインジェクタを振動させるインジェクタ振動システムであって、	△	請求項1、【0001】、【0006】、【0016】。短引用：「燃料噴射装置12は...燃焼室Sに燃料Fを噴射する...インジェクタ20...を備える。」	燃焼室へ燃料を噴射するインジェクタは直接記載。ただしインジェクタを振動させるものではなく、噴射口を引き込む構成であるため一部一致。
1	1B	前記燃焼室へと連通するようにシリンダヘッドに形成された上下方向に延びる挿通孔に挿通されるインジェクタユニットと、	○	請求項1、【0017】、【0028】。短引用：「収容空間17と燃焼室Sとを連通する円孔状の連通孔18」「インジェクタ20...連通孔18に挿通」	燃焼室と連通するシリンダヘッドの連通孔にインジェクタが挿通される構成が直接記載されている。
1	1C	前記インジェクタユニットに対する通電を制御する制御装置と、を有し、	△	【0016】、【0018】、【0021】、【0025】。短引用：「ECU13は、電磁コイル29の通電状態を制御する。」	ECUが電磁コイルの通電を制御する点は記載。ただし本願の電磁石部によるインジェクタ本体の揺動・振動制御とは異なる。
1	1D	前記インジェクタユニットは、前記インジェクタと、前記インジェクタの一部を収容するケース部と、前記インジェクタに付勢力を与える弾性部材と、を有しており、	△	【0018】、【0019】、【0026】、【0027】。短引用：「インジェクタ20を収容する...収容部材31」「付勢部材としての第2ばね33」	インジェクタ、収容部材、第2ばねが記載され一部対応。ただし本願のケース部・弾性部材を有するインジェクタユニットとは構成が異なる。

一致点・相違点を○/△/×でわかりやすく提示

該当箇所や判定理由を明示することで、審査官がより適切に判断をできるようサポート



起案の作成におけるAI活用例

概要

- ◆ 生成AIが出力した引用文献の一致点・相違点について、審査官自身が確認・修正。
- ◆ 修正後の一致点・相違点情報を生成AIに入力し、起案文(案)を生成。



生成AIが出力した一致点・相違点を 確認・修正

CL	ID	文部（本願原文）	該当	先行技術文献の該当箇所（段落・図・頁）	判定理由（蓋然性含む）
1	1A	内燃機関の燃焼室に燃料を噴射するインジェクタを振動させるインジェクタ駆動システムであって、	△	請求項1、[0001]、[0006]、[0016]、他引用：「燃料噴射装置12は...燃焼室Sに燃料Fを噴射する...インジェクタ20...を備える。」	燃焼室へ燃料を噴射するインジェクタは直接記載。ただしインジェクタを振動させるものではなく、噴射口を引き込む構成であるため一部一致。
1	1B	前記燃焼室へと連通するようにシリンダヘッドに形成された上下方向に延びる連通孔に挿通されるインジェクタユニットと、	○	請求項1、[0017]、[0028]、他引用：「収容空間17と燃焼室Sとを連通する円孔状の連通孔18」「インジェクタ20...連通孔18に挿通」	燃焼室と連通するシリンダヘッドの連通孔にインジェクタが挿通される構成が直接記載されている。
1	1C	前記インジェクタユニットに対する通電を制御する制御装置と、を有し、	△	[0016]、[0018]、[0021]、[0025]、他引用：「ECU13は、電磁コイル29の通電状態を制御する。」	ECUが電磁コイルの通電を制御する点は記載。ただし本願の電磁コイルによるインジェクタ本体の振動・振動制御とは異なる。
1	1D	前記インジェクタユニットは、前記インジェクタと、前記インジェクタの一部を収容するケース部と、前記インジェクタに付勢力を与える弾性部材と、を有しており、	△	[0018]、[0019]、[0026]、[0027]、他引用：「インジェクタ20を収容する...収容部材31」「付勢部材としての第2ばね33」	インジェクタ、収容部材、第2ばねが記載され一部対応。ただし本願のケース部・弾性部材を有するインジェクタユニットとは構成が異なる。

入力



提示

起案文(案)

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

1.（新規性）この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

2.（進歩性）この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

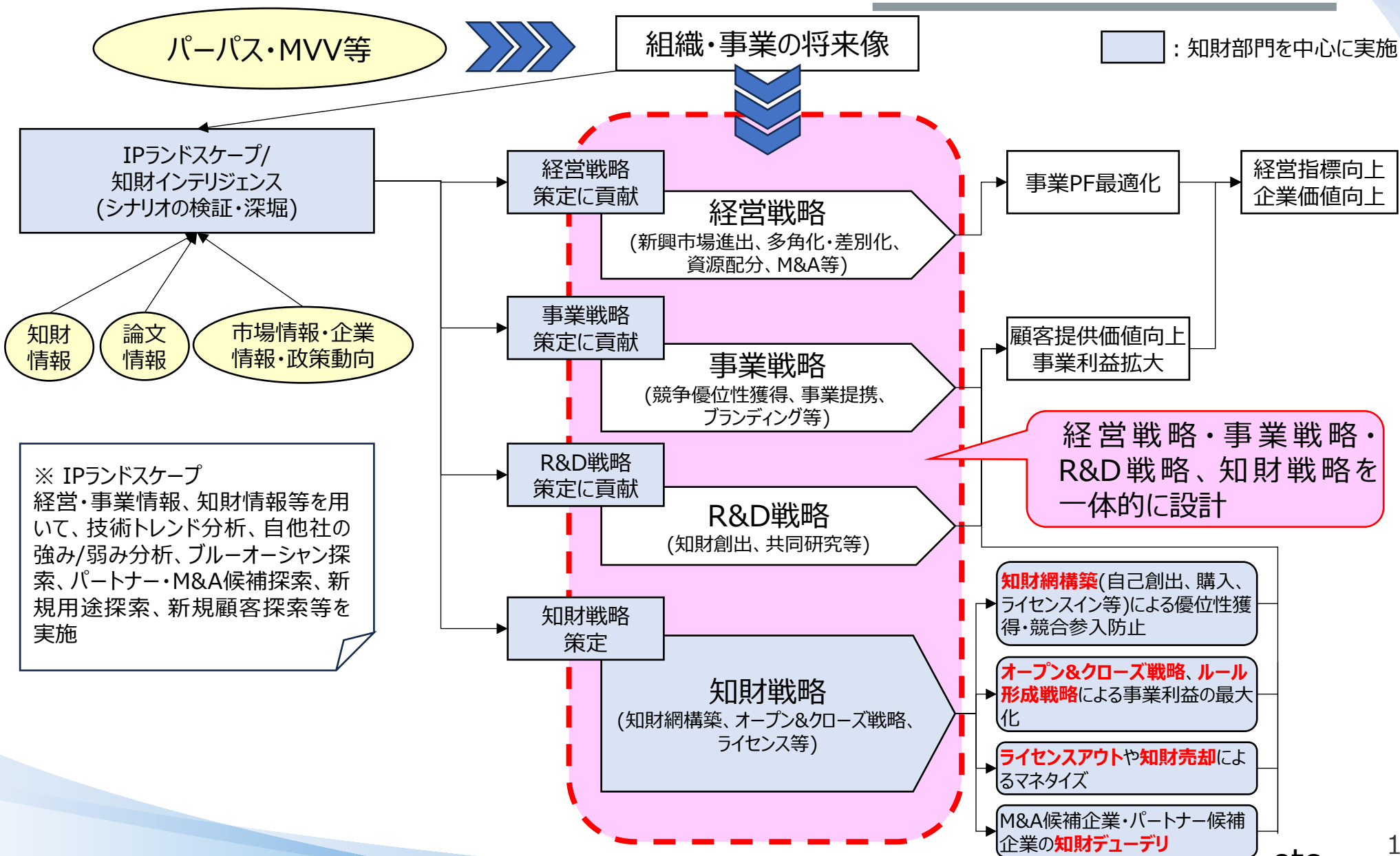
記（引用文献等については引用文献等一覧参照）

●理由1（新規性）（進歩性）について

- ・修正済みの一致点・相違点情報に基づき、起案文(案)を出力可能
 - ・同様の方法により、記載要件違反の起案文(案)も生成可能
- ⇒生成された起案文(案)に対しては、必ず審査官による確認を実施

3. 知財経営

知財経営の概要



コーポレートガバナンスコード改訂への対応

- ◆投資家は、業績や成長戦略の背景にある要因や価値創造ストーリーを裏打ちする本質的な強みや差別化要因（知財・無形資産情報）に高い関心あり。2021年のコーポレートガバナンス・コード（以下、「CGC」という。）の改訂により、上場会社には知財投資等の開示が、取締役会には知財投資等の監督が求められることとなった。
- ◆2026年7月にCGCが改訂。改訂版では、取締役会の役割・責務として、知財投資等の成長投資等に向けた取り組みの重要性を明記。

2026年改訂CGCからの抜粋 ※下線、赤字によるハイライトは特許庁が追加。

【原則4－1．取締役会の役割・責務Ⅰ：企業戦略等の大きな方向付け】

・・・取締役会は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、成長の実現を目指し、自社の資本コストを踏まえて収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、成長投資（設備・研究開発・人的資本・**知的財産等の無形資産**への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行うべきである。

【解釈指針】

・・・投資先を検討するに当たっては、例えば、（i）投資対象を自社の内部に求めるのか（設備・研究開発・人的資本・**知的財産等の無形資産**への投資等）、外部に求めるのか（M & A・業務提携・スタートアップ出資への投資等）といった観点、（ii）短期・中長期といった観点、（iii）国内投資（地方への人的投資・地方拠点の整備等）、国外投資といった観点等の多様な投資機会があることを十分に認識すべきである。なお、**知的財産等の無形資産**への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきである。・・・

今後の方向性

- CGC改訂を受け、今後、**内閣府知的財産事務局**と協働して、「**知財・無形資産ガバナンスガイドライン**」の改訂を行い、企業等の戦略的な知財・無形資産投資・活用への働きかけを一層強化していく予定。

知財経営ガイドブック

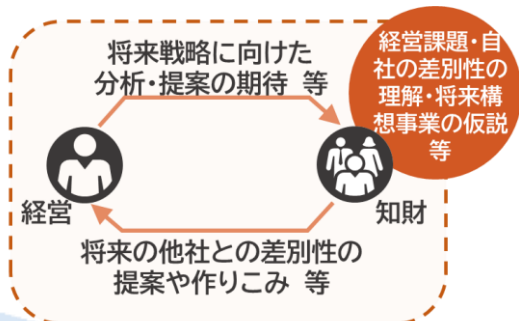
知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック～経営層と知財部門が連携し企業価値向上を実現する実践事例集～
(2023年発行)



<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-keiei-guide.html>

企業の経営層と知財部門とのコミュニケーションを活性化するためのガイドブック。

経営層と知財部門を取り巻く「意識」や「情報」のギャップの実態を調査。



将来の経営、事業への貢献が知財部門の役割
そのための情報交換も活発

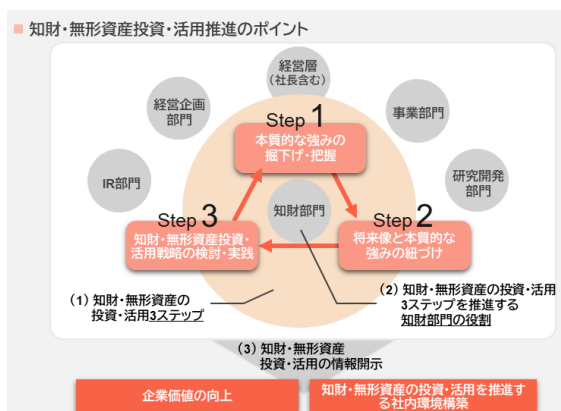
知財経営への招待
～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～
(2024年発行)



<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>

知財・無形資産の投資・活用の実践及び適切な情報開示に向けて、取り組むべき事項をまとめたガイドブック。

知財部門の役割、知財・無形資産の投資・活用に係る情報開示の重要性や方法論について、事例とともに紹介。



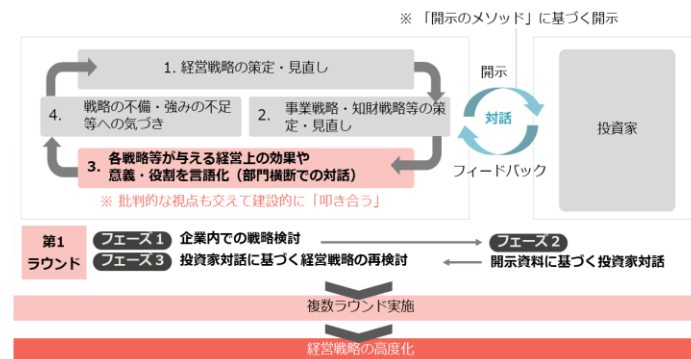
企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～
(2025年発行)



<https://www.jpo.go.jp/support/example/ip-disclosure-for-stakeholder.html>

ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の開示に向けたマインドセットや、その方法をまとめたガイドブック。

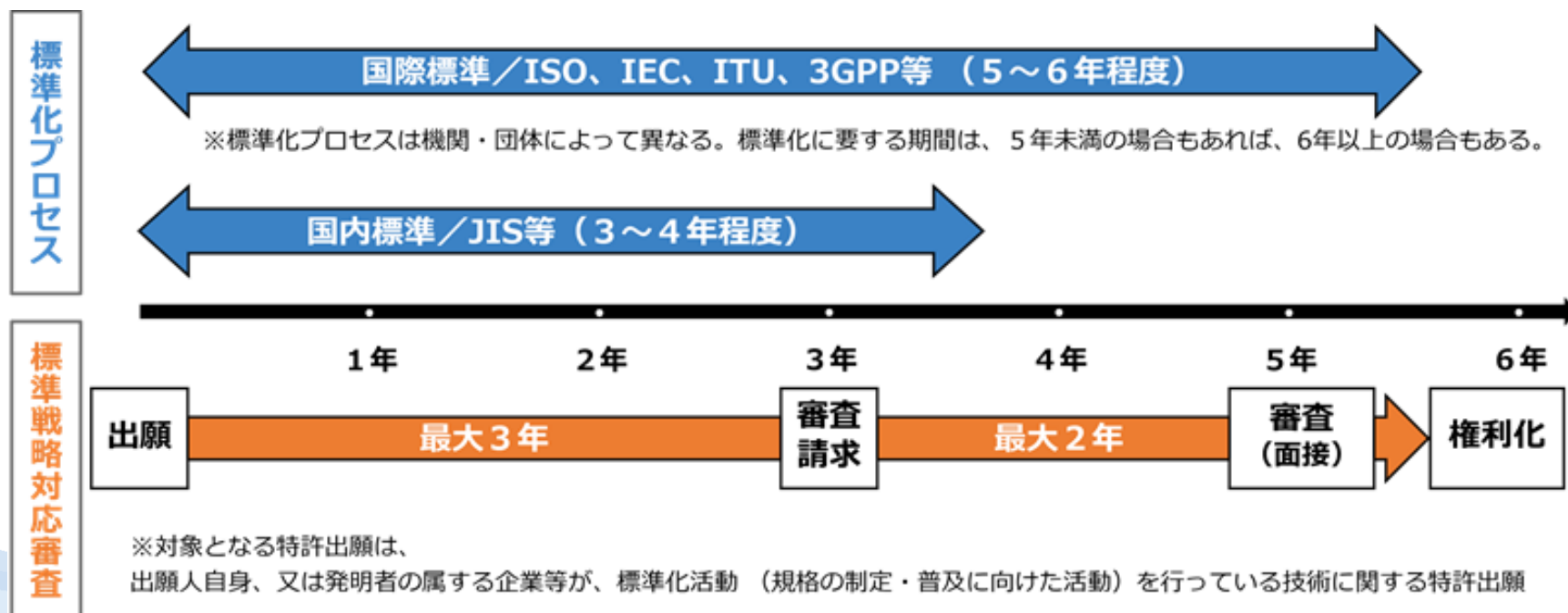
知財・無形資産に係る開示の充実化と建設的な対話の実現に向けて、企業の事例や投資家へのヒアリングで得られたコラムも紹介。



4. 企業に寄り添った取組例

標準戦略対応審査(試行)の概要

- ◆特許審査の迅速性を堅持することで、企業のグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進を図ることは重要である。
- ◆さらに、市場獲得と市場拡大の両立へとつなげるためには、研究開発と秘匿化・権利化（特許等）・標準化等を組み合わせることで、標準化と知財の一体的な活用を適切に進めることが有効である。
- ◆そこで、標準関連の特許出願について、出願の補正内容、審査のタイミング（審査請求から最大2年後）を出願人と相談しながら審査を行う標準戦略対応審査を実施し、ユーザーの「稼ぐ力」を後押しする。



ありがとうございました

